

第64回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年5月23日(木曜日)
午前10時 (午前9時開場)

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
当社本社 9階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

2024年5月22日(水曜日)
営業時間終了時(午後5時30分) まで

決議事項

<会社提案 (第1号議案から第4号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

<株主提案 (第5号議案から第8号議案まで)>

- 第5号議案 剰余金を処分する件
- 第6号議案 企業価値向上委員会の設立に係る定款変更の件
- 第7号議案 取締役会の議長に係る定款変更の件
- 第8号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

株式会社 **ワキタ**
代表取締役社長 脇田 貞二

第64回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://wakita.co.jp/ir/soukai.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「ワキタ」または「コード」に当社証券コード「8125」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年5月22日（水曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年5月23日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2 場 所	大阪市西区江戸堀一丁目3番20号 当社本社 9階会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。

3 目的事項

- 報告事項** (1) 第64期 (2023年3月1日から2024年2月29日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第64期 (2023年3月1日から2024年2月29日まで) 計算書類報告の件

決議事項

<会社提案 (第1号議案から第4号議案まで) >

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

<株主提案 (第5号議案から第8号議案まで) >

- 第5号議案 剰余金を処分する件
- 第6号議案 企業価値向上委員会の設立に係る定款変更の件
- 第7号議案 取締役会の議長に係る定款変更の件
- 第8号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

以上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

1 事前に議決権をご行使いただく場合

インターネット等による 議決権行使



4ページをご参照いただき、手順にしたがって、下記の行使期限までに議決権をご行使ください。

議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく簡便に議決権を行使できる「スマート行使」を導入しておりますので、ご活用ください。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）
営業時間終了時（午後5時30分）

書面による議決権行使



5ページをご参照いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）
営業時間終了時（午後5時30分）

※インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をした場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

2 当日ご出席いただく場合

株主総会に ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

開催日時

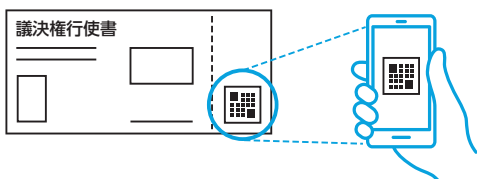
2024年5月23日（木曜日）午前10時
午前9時受付開始

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



注意 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

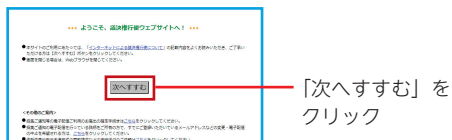
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」にてログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

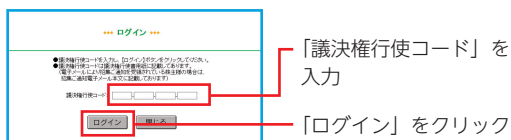
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



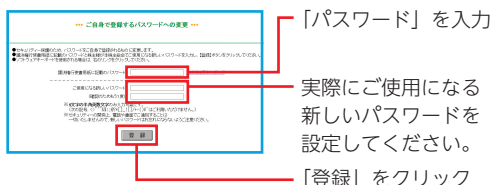
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

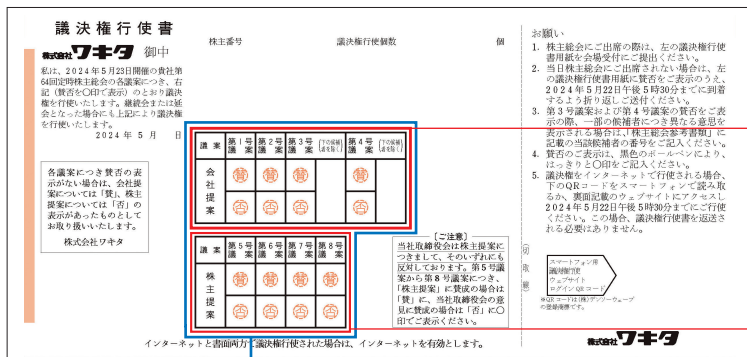
☎0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

書面による議決権行使のご案内

記入方法のご案内



第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただき議案です。

第5号議案から第8号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は14ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	賛	賛		賛
	否	否		否

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、前期に比べ24円増配し1株につき62円の普通配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金62円 総額3,066,054,318円
3 剰余金の配当が効力を生ずる日	2024年5月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループの情報通信技術（ICT）を活用した情報化施工サービス品質向上のため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 上記変更に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目 的） 第2条 （現行どおり）
1. ～ 30. （省略）	1. ～ 30. （現行どおり）
（新設）	<u>31. 測量ソフトウェアの賃貸・販売。</u>
（新設）	<u>32. 測量請負。</u>
（新設）	<u>33. 航空写真の撮影及び航空測量。</u>
<u>31. ～ 32.</u> （省略）	<u>34. ～ 35.</u> （現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	候補者属性	現在の当社における地位	取締役在任年数	出席状況（第64期 取締役会）
1	脇田 貞二 （満67歳）	再任	代表取締役社長	32年	100% （16回／16回）
2	清水 一弘 （満67歳）	再任	専務取締役	8年	100% （16回／16回）
3	石川 恵次 （満65歳）	再任	取締役	5年	94% （15回／16回）
4	成山 敦彦 （満55歳）	新任	執行役員	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

1 わき た てい じ 脇田 貞二 1957年2月10日生（満67歳）

再任

■ 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
32年	1992年4月 当社入社
■ 取締役会への出席状況	1992年5月 当社取締役 社長室長
100%（16回／16回）	1998年5月 当社常務取締役 社長室担当
■ 所有する当社の株式の数	2000年8月 当社常務取締役 営業本部 副本部長
1,072,600株	2002年5月 当社専務取締役 営業本部 副本部長
	2004年5月 当社代表取締役社長
	2016年5月 当社代表取締役社長 兼 営業本部長（現任）

【選任理由】

脇田貞二氏は、当社の代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しており、経営全般における豊富な経験、高い見識は、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 し みず かず ひろ 清水 一弘 1956年6月30日生（満67歳）

再任

■ 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8年	1979年4月 当社入社
■ 取締役会への出席状況	2007年3月 千葉リース工業株式会社 代表取締役社長
100%（16回／16回）	2011年5月 当社執行役員 東京中央支店長
■ 所有する当社の株式の数	2016年5月 当社取締役 建機賃貸部門副責任役員
26,800株	2018年5月 当社常務取締役 建機事業部門副責任役員
	2019年5月 当社常務取締役 営業本部 副本部長 兼 建機事業部門統括責任役員
	2021年5月 当社専務取締役 営業本部 副本部長 兼 建機事業部門統括責任役員 兼 国際営業部担当（現任）
	2023年2月 大喜産業株式会社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 大喜産業株式会社 取締役

【選任理由】

清水一弘氏は、当社の建機事業部門に長年従事し、豊富な経験、実績及び専門分野における高い見識を有しており、当社グループの経営に関する重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3 いし かわ けい じ 石川 恵次 1959年1月14日生（満65歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 5年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 94%（15回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 5,500株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1984年4月 当社入社</p> <p>2018年5月 当社執行役員 システム営業部長</p> <p>2019年5月 当社取締役 システム事業部長</p> <p>2022年9月 当社取締役 システム事業部長 兼 フロンティア事業部長（現任） サンネットワークリブ株式会社 取締役（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社ニチケアネット（現 株式会社ワキタケアネット）取締役（現任）</p> <p>2023年4月 当社取締役 商事事業部門統括責任役員（現任） （重要な兼職の状況） サンネットワークリブ株式会社 取締役 株式会社ワキタケアネット 取締役</p>
--	--

【選任理由】

石川恵次氏は、当社のシステム事業部に長年従事し、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの商事事業部門における今後の展開に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 なり やま あつ ひこ 成山 敦彦 1969年3月2日生（満55歳）

新任

<p>■ 取締役在任年数 —</p> <p>■ 取締役会への出席状況 —</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 2,211株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1992年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2021年5月 当社入社 参事 総務部長</p> <p>2021年5月 執行役員 総務部長（現任）</p>
--	---

【選任理由】

成山敦彦氏は、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見識を有していること及び当社入社後は執行役員総務部長として総務・人事業務に従事し、経営全般における見識と能力は、当社グループにおける経営管理の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役鷲尾祥一氏は辞任し、青木克彦氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名(年齢)	候補者属性	現在の 当社における地位	取締役 (監査等委員) 在任年数	出席状況 (第64期)
1	おの 大野 茂 ^{しげる} (満63歳)	新任	—	—	—
2	あおき 青木 克彦 ^{かつひこ} (満67歳)	再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	4年	取締役会 100% (16回/16回) 監査等委員会 93% (14回/15回)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 青木克彦氏は、社外取締役候補者であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 当社は、青木克彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、青木克彦氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、大野茂氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

1 おおの 大野 茂 しげる 1960年10月24日生（満63歳）

新任

■ 監査等委員である取締役 在任年数	—	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 取締役会への出席状況	—	1984年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2013年11月 マニユライフ生命保険株式会社 金融法人営業本部 部長
■ 監査等委員会への出席状況	—	2018年6月 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社（現 三菱UFJローンビジネス株式会社） 代表取締役専務
■ 所有する当社の株式の数	0株	2023年8月 当社入社 管理本部 副本部長（現任）

【選任理由】

大野茂氏は、金融機関及び事業会社において長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を活かして会社経営に関する有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

2 あおき かつひこ 青木 克彦 1956年9月19日生（満67歳）

再任 社外 独立

■ 社外取締役在任年数	4年	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 取締役会への出席状況	100%（16回／16回）	1980年4月 三菱商事株式会社入社 2001年6月 同社金融事業本部、M&Aユニットマネージャー
■ 監査等委員会への出席状況	93%（14回／15回）	2012年4月 同社理事、新産業金融事業グループCEO室長
■ 所有する当社の株式の数	0株	2015年6月 三菱UFJリース株式会社常務取締役 2018年6月 同社常務執行役員、不動産事業部門長 2019年7月 株式会社コーポレイトディレクション顧問（現任） 2020年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社コーポレイトディレクション 顧問 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 社外監査役

【選任理由及び期待される役割の概要】

青木克彦氏は、総合商社及び金融機関において長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を活かして会社経営に関する有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

【参考】 スキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合、各取締役の主な専門性とバックグラウンド及び期待する知見・経験は、以下のとおりであります。

	主な専門性とバックグラウンド（取締役に期待する知見・経験）					
	1	2	3	4	5	6
	企業経営	業界知見	財務・会計・ファイナンス	人事・人材開発	法務・コンプライアンス	ダイバーシティ
脇田 貞二	●	●	●	●		
清水 一弘	●	●				
石川 恵次	●	●				
成山 敦彦			●	●	●	
大野 茂	●				●	
蔵口 康裕			●			●
石田 法子					●	●
青木 克彦	●		●			

以 上

<株主提案（第5号議案から第8号議案まで）>

第5号議案から第8号議案は、株主（2名）からのご提案によるものであります。

なお、提案の内容、議題、議案の要領及び提案の理由は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま記載しております。

提案の内容

以下の2から4までの議案（以下「本議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、本議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8125-WAKITA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（当社注）「以下の2から4までの議案」とは、第6号議案から第8号議案までを指しております。

第5号議案 剰余金を処分する件

1. 議案の要領

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第64期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.06を乗じた金額（以下「DOE6%相当額」という。）から、第64回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款34条に基づいて第64回定時株主総会の開催日までに2024年2月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第64回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第64回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第64回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本件は、自己資本の6%を配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2023年2月末現在で、約71%と非常に高い。加えて、当社は政策保有株式等の本業とは無関係の資産も保有している。そのため、DOE6%（2023年11月期末で119円）を株主還元方針としていただきたい。

ROEが6%に満たない場合は、配当性向が100%を越えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針を示すべきである。

当社は現在、総還元性向100%を株主還元の方針としているが、当社の時価総額は2024年3月11日時点で約798億円程度であることに加え、創業家等の安定株主の比率が50%を超えているものと推測され、市場からの自己株式取得はさらなる流動性の低下に繋がる。そのため、株主還元は配当を基本とし、自己株式は、別途安定株主から取得することが望ましい。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第5号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、株主還元を一層強化するために、2022年4月8日公表の『「2025中期経営計画」(2023年2月期～2025年2月期)策定のお知らせ』の「成長投資と株主還元の両立」に記載の通り、当社は、2023年2月期から2025年2月期までの3年間、毎期、配当と自己株式取得を加えた総還元性向を100%とする方針を定めております。

中期経営計画の2年目である2024年2月期は、2024年1月26日の「業績予想及び配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」で公表しました通り、当社普通株式1株につき金62円の配当を実施することを、2024年5月23日開催予定の第64回定時株主総会に会社提案として上程する予定であり、当該配当に係る議案が承認可決されれば、自己株式取得と合わせた総還元性向が133%となり、中期経営計画における株主還元方針である100%を大幅に上回る予定であります。

○理由

当社は、2024年4月12日の「2024年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表しました通り、2025年2月期の配当性向は100%とする旨を予定しております。

本提案は2024年2月期における配当金をDOE 6%相当額とすることを内容とするものであるところ、本提案に従った配当を行う場合、その配当額が2024年2月期における当期純利益の額を大幅に超過する結果となることを踏まえ、本提案は、事業の維持・拡大のための将来における投資及びその前提となる資金確保の必要性を十分に考慮しない短期的な視点に立脚したものであって、中長期的な企業価値の向上の観点から適切でないものと考えております。また、このような配当を行わなくとも、上記の各方針に基づく株主還元によって、株主の皆様に対する安定配当や十分な還元を実現し、もって当社株式価値の向上を図ることは可能と考えております。

第6号議案 企業価値向上委員会の設立に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。

第4章 取締役および取締役会

(企業価値向上委員会)

第29条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う企業価値向上委員会を取締役会の下に設置する。

2. 企業価値向上委員会は、当会社の社外取締役に加え、創業者である脇田富美男氏の2親等以内の親族または姻族である個人（以下「創業者親族」という。）および創業者親族が議決権の過半数を保有する会社（以下「創業家等」という。）を除く、直近の年度末時点において当会社の発行済株式総数の3%以上を保有し、委員就任を希望する株主からなる委員により構成される。
3. 企業価値向上委員会は、自らの裁量で外部アドバイザーを選任し、当該外部アドバイザーは、当会社取締役会から独立した立場で、次項に定める企業価値向上委員会の活動に関する助言を与えることができる。
4. 企業価値向上委員会は、当会社取締役会とは独立し、当会社の企業価値向上を図る立場において、次の各号に定める活動を行う。
 - (1) 当会社の企業価値向上に資する全般的な事業施策（不動産事業の改革を含むがこれらに限られない）、財務施策（資本コストの評価・把握および資本効率の改善に向けた経営指標の設定などの資本政策を含むがこれらに限られない。）及びコーポレートガバナンスに関する施策（これらを総称して以下「企業価値向上策」という。）に関する、創業家等を含む株主からの意見聴取
 - (2) 収集した情報を踏まえた企業価値向上策の検討および取締役会への提示
 - (3) 取締役会に提示する企業価値向上策および提示の際にあわせて提供した参考資料などに関する株主及びその他のステークホルダーへの説明
5. 企業価値向上委員会の開催は四半期に1回以上とし、あらかじめ取締役会において定めた社外取締役が招集する。企業価値向上委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、外部アドバイザーの選解任の方法、任期その他の事項は、企業価値向上委員会において定める企業価値向上委員会規則による。
6. 委員及び外部アドバイザーの報酬を含む企業価値向上委員会の活動に要する費用は、当会社の負担とする。

2. 提案の理由

当社のPBRは、2010年以降一度も1倍を上回っておらず、抜本的な経営改革や資本政策の変更が必要である。

例えば、当社は2023年2月期末現在で時価566億円にも上る賃貸等不動産を保有しているが、これを不動産投資信託（以下「リート」という。）へ適正な価格で譲渡し、当社又は当社子会社がリーートの運用会社となれば資本効率は大幅に改善する。

また、当社の中期経営計画におけるROE目標は僅か5%であり、提案株主は計画の見直しを求めてきた。

しかしながら、当社はこのような提案を全く取り入れず、低迷する株価を放置しており、創業者親族による経営が企業価値向上の障害になっていることが懸念される。

そのため、創業者親族を除く大株主および社外取締役をメンバーとした委員会を設立し、外部アドバイザーの知見も活用しながら、取締役会からは独立した立場で当社の企業価値向上に向けた検討を行い、中期経営計画を策定し直すべきである。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第6号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

当社取締役会は、それぞれ企業経営、業界知見、財務、人事、法務等の知識・経験を持ち、いずれも当社事業に精通している業務執行取締役及び個々の専門的な知見からの助言・提言を行う社外取締役とで構成されており、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながる経営上の意思決定及び業務執行の監督がなされているものと考えております。

本提案において、「企業価値向上委員会」は、「当会社の社外取締役に加え、(中略)直近の年度末時点において当会社の発行済株式総数の3%以上を保有し、委員就任を希望する株主からなる委員により構成され」、「自らの裁量で外部アドバイザーを選任(できる)」とされておりますが、株式保有の有無にかかわらず、優れた知見を有する方を社外取締役に迎え、株主の皆様の利益につながる助言・提言をいただくことが当社の企業価値向上に資すると考えており、新たな機関の設置は不要であると考えられます。

○理由

当社は、従前より株主総会や決算説明会、面談等において頂いた株主の皆様のご意見を参考とし、また必要に応じて外部アドバイザーからの助言を得ております。その上で取締役会にて当社の企業価値の持続的な向上の観点から、事業施策、財務施策、コーポレートガバナンスに関する施策に係る意思決定を行っており、本提案における「企業価値向上委員会」のような新たな機関の設置は不要と考えております。

なお、提案の理由で抜本的な経営改革の一例として掲げられている不動産投資信託(リート)の活用は、当社が現に営む不動産賃貸業から撤退し不動産管理業に業態変更することを意味するものですが、2022年4月に公表した「2025中期経営計画」においても、不動産賃貸業を含む不動産事業は安定収益事業として重要な事業のひとつと位置づけており、不動産賃貸業の継続は当社の今後の安定的な株主還元

に資するものであると考えております。

第7号議案 取締役会の議長に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款の第22条を以下のとおり変更する。

現行定款

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変更案

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2. 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた社外取締役がこれに当たる。当該社外取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の社外取締役が議長となる。社外取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードの原則4-3は、取締役会に対し、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たすことを求めている。

この点、当社においては実質的な筆頭株主である創業者親族の脇田貞二氏が代表取締役社長及び取締役会議長を兼ねており、取締役会の監督機能には疑問を持たざるを得ない。

当社の株価はPBR 1倍を恒常的に下回って推移しており、取締役会は、経営陣が株主価値の向上に資する業務執行を行っているか否かを監督する機能を強化すべきである。そのために、取締役会議長は、業務執行者ではなく社外取締役が務め、コーポレートガバナンスをさらに改善するべきである。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第7号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、他の取締役や、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、監督機能は十分機能しているものと認識しております。

○理由

当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、このような体制のもと、取締役会前日までに重要議題について予め社外取締役にも説明の機会を設け、また、議案の審議に十分な時間を確保しております。

実際にも、当社の取締役会では、社外取締役による適切な助言・提言を含め活発な議論が行われ、そのような議論を尽くした上で最適な決定を行っており、また、取締役会の実効性評価においても、監督機関としての取締役会の役割・責務は十分に果たされているものと認められています。このように、当社の取締役会については、上記の体制のもと、取締役会による監督機能が十分機能しているものと認識しております。

第8号議案

代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 役員報酬の開示

(代表権を有する取締役の個別報酬開示)

第38条 当社は、代表権を有する取締役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

2. 提案の理由

当社の株価はPBR 1倍割れが継続しているが、当社の経営陣は株主価値の向上が期待できる抜本的な施策を実施できていない。提案株主は、代表取締役社長が当社の株価水準が低迷する中で過大な報酬を得ていることによって、株主価値の向上に向けたインセンティブが欠如し、その結果株価の低迷が引き起こされているとの懸念を抱いており、その懸念の払しょくを目的として個別報酬の開示を求めるものである。

当社は、任意の指名・報酬委員会が設置されているものの、実質的な筆頭株主である創業者親族の脇田貞二氏が議長となっており、代表取締役社長に対する個別報酬の監督機能が十分に働いていない可能性が考えられる。従って、当社は、代表取締役の報酬を個別に開示することで、代表取締役の報酬が適正なものであることを示すべきである。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第8号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しており、取締役の個人別報酬等は、代表取締役に関する報酬等を含め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で取締役会において答申内容を尊重し決定することとされております。このような手続により、取締役の個人別報酬等の決定に対する独立性・客観性は確保されているものと考えております。

○理由

本提案は、代表取締役に係る個人別報酬等の開示の実施を当社定款に規定することを求めるものであるところ、当社は、代表取締役を含む取締役の報酬等の開示につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令に則り、役員区分ごとの報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しており、当社取締役会としては、株主の皆様による確認のために十分な開示を行っているものと認識しております。なお、当社役員には、個人別の連結報酬等の総額が1億円以上となる者がいないため、法令に則り、有価証券報告書において個人別の報酬額を開示しておりません。

当社取締役会としては、代表取締役を含む当社役員の報酬額の決定の手続及び開示の方法ともに適切なものであり、本提案に係る定款変更を行う必要はないと考えております。

以上

事業報告 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アフターコロナへの転換に伴い経済活動の正常化が進展し、景気が持ち直された一方で、ウクライナ侵攻の長期化や不安定な中東情勢などの影響による資源価格やエネルギー価格の高騰、為替相場の急変動などにより、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの中核事業である建機事業を取り巻く環境においては、公共投資は底堅く安定的に推移し、民間設備投資についても持ち直しの動きが見られるものの、建設コストの上昇や土木建設の担い手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは2022年4月に2025年2月期を最終年度とする「2025 中期経営計画」を策定し、「安定から成長へ」と目標を定め、PBR向上の実現に向けた経営の推進のための成長シナリオを創出する施策である、店舗ネットワーク展開、建設ICTの強化、介護事業の拡充及び人材戦略に注力し、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図って参りましたが、建機レンタル事業において、仕入価格が高騰した貸与資産に相当する価格転嫁が遅れていることに加えて、ワキタ及びグループ各社で地域間の需給格差への対応の遅れが生じました。

建機事業では、販売部門は一部のグループ会社で為替相場の急変動が輸入製品の仕入価格上昇に影響を及ぼし、売上原価の増加があったものの、取引先の購買意欲が回復傾向にあり、売上高・利益面とも伸長いたしました。賃貸部門は民間・公共事業ともにレンタル需要は引き続き堅調に推移し、資産機の高水準投資の効果や店舗ネットワークの拡充により売上は伸長したものの、資源やエネルギーなどの値上がりにより、仕入価格が高騰した賃貸資産の価格転嫁の遅れの影響や、東北・信州などの復興需要の落ち着きによる需給格差への対応の遅れにより利益は減少いたしました。

その結果、建機事業全体の売上高は、726億82百万円（前期比5.3%増）、セグメント利益は、30億46百万円（同19.7%減）となりました。

次に商事事業では、販売部門はカラオケ市場環境の復調と新規開拓により売上高・利益面ともに増加いたしました。賃貸部門は介護事業を行う連結子会社サンネットワークリブ株式会社の積極的な先行投資が功を奏し、新たに連結子会社に加わった株式会社ワキタケアネットの業績が第2四半期より組み込まれ、売上高・利益面ともに増加いたしました。

その結果、商事事業全体の売上高は、89億33百万円（前期比123.2%増）、セグメント利益は、4億22百万円（同9.7%増）となりました。

次に不動産事業では、販売部門は期初計画した賃貸収益物件の売却を行い、また、賃貸部門において保有している商業ビルやマンション等の稼働率が堅調に推移したことに加えて、ホテルの稼働状況も堅調に推移いたしました。

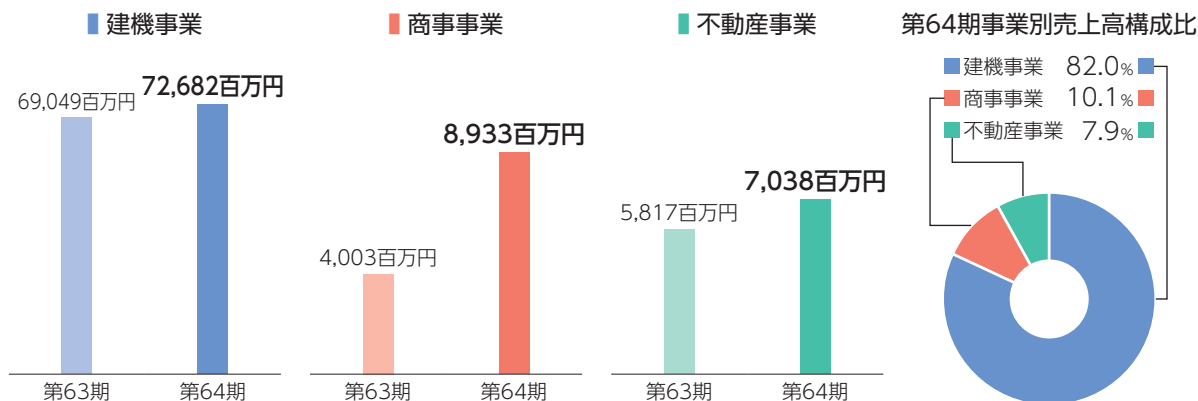
その結果、不動産事業全体の売上高は、70億38百万円（前期比21.0%増）、セグメント利益は、20億72百万円（同30.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は886億54百万円（前期比12.4%増）、利益面につきましては持続的成長と中長期的な企業価値向上を見据えた新店舗開設や人材への先行投資等による、販管費増加の影響で、営業利益は55億41百万円（同3.9%減）、経常利益は57億12百万円（同2.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、31億58百万円（同19.0%減）となりました。

事業別売上高

	第63期 (前連結会計年度 (2023年2月期))		第64期 (当連結会計年度 (2024年2月期))		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
建機事業	69,049百万円	87.5%	72,682百万円	82.0%	105.3%
商事事業	4,003百万円	5.1%	8,933百万円	10.1%	223.2%
不動産事業	5,817百万円	7.4%	7,038百万円	7.9%	121.0%
合計	78,870百万円	100.0%	88,654百万円	100.0%	112.4%

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は102億3百万円となりました。

うち主なものは次のとおりであります。

建機事業における貸与資産の取得	48億69百万円
商事事業における賃貸不動産の取得	17億65百万円
不動産事業における賃貸不動産の取得	7億18百万円

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、物価高と金融引締めによる世界経済の減速、ウクライナ侵攻の長期化や不安定な中東情勢による資源価格やエネルギー価格の高騰等、景気の先行きについては予断を許さない状況が続くことが予想されております。

一方国内では、アフターコロナへの転換が順調に推移した結果、社会経済活動の正常化が進展し、歴史的な株価上昇など本格的な回復基調となりました。

当社グループが主力としている建機業界においても、公共投資は底堅く安定的に推移し、民間設備投資についても持ち直しの動きが見られるものの、建設コストの上昇や土木建設の担い手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは2022年4月に2025年2月期を最終年度とする「2025 中期経営計画」を策定し、「安定から成長へ」と目標を定め、PBR向上の実現に向けた経営の推進のための成長シナリオを創出する施策である、店舗ネットワーク展開、建設ICTの強化、介護事業の拡充及び人材戦略に注力し、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図って参りました。

中核事業である建機事業においては、災害の復旧・復興工事、公共インフラの老朽化対策、土木建設の担い手不足に対応するため、国内レンタルネットワークの拡充、ICT技術提案に加えて、建設機械の需給に応じた配置台数の適正化、レンタル価格の適正化及びバックヤードの効率化により更なる強化を進めて参ります。

チャレンジ事業である商事事業の介護部門においては、一挙に拡大した介護機器レンタルの拠点数を活かすための仕入商品の効率化及び配送商品管理等のノウハウ共有により生産性向上を進めて参ります。

また安定収益事業である不動産事業においては、堅実保有方針の賃貸資産のバリューアップと回復基調にあるインバウンド需要を確実に取り込むことでホテル部門の強化を図り、引き続き安定的な収益を確保して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

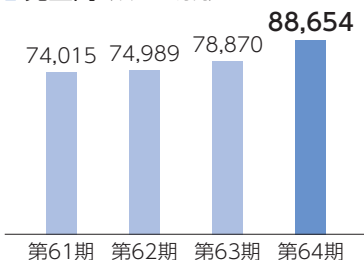
区分	第61期 (2021年2月期)	第62期 (2022年2月期)	第63期 (2023年2月期)	第64期 (当連結会計年度 2024年2月期)
売上高	74,015	74,989	78,870	88,654
営業利益	5,422	5,506	5,765	5,541
経常利益	5,661	5,661	5,880	5,712
親会社株主に帰属する当期純利益	3,191	3,573	3,901	3,158
1株当たり当期純利益	61円46銭	68円84銭	76円44銭	63円45銭
総資産	137,477	144,376	138,652	143,944
純資産	97,150	99,093	99,574	100,847

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

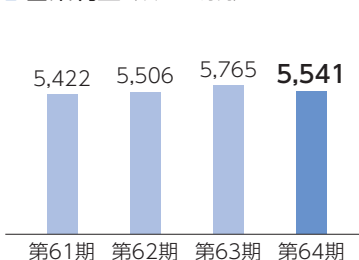
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第63期につきましては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を期首から適用しており、第63期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

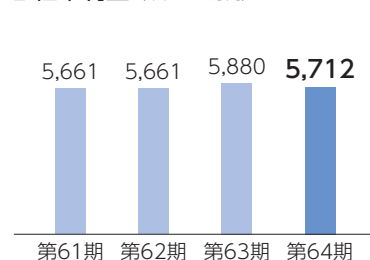
■ 売上高 (単位：百万円)



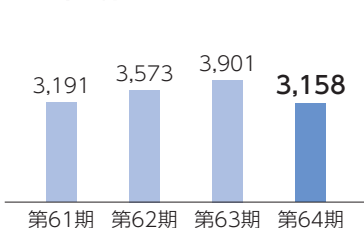
■ 営業利益 (単位：百万円)



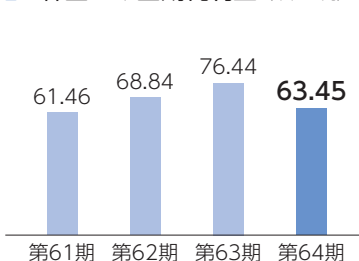
■ 経常利益 (単位：百万円)



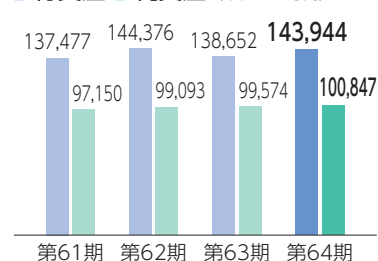
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

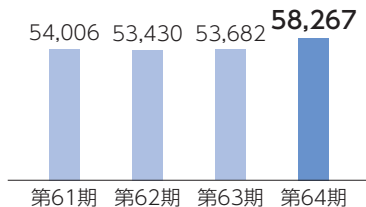
区分	第61期 (2021年2月期)	第62期 (2022年2月期)	第63期 (2023年2月期)	第64期 (当事業年度) (2024年2月期)
売上高	54,006	53,430	53,682	58,267
営業利益	4,511	4,529	4,761	4,496
経常利益	4,906	4,915	5,120	4,834
当期純利益	3,199	3,798	3,916	3,156
1株当たり当期純利益	61円60銭	73円16銭	76円71銭	63円40銭
総資産	125,778	131,564	126,074	130,600
純資産	95,451	97,683	97,914	98,992

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

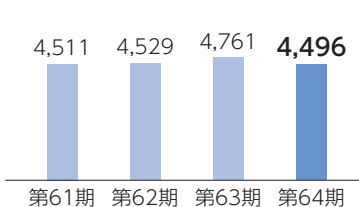
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第63期につきましては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を期首から適用しており、第63期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

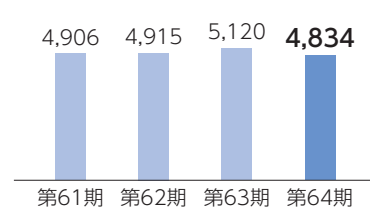
■ 売上高 (単位：百万円)



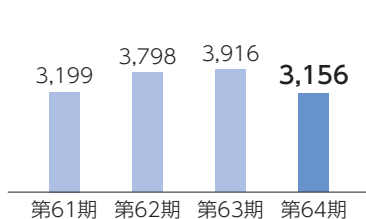
■ 営業利益 (単位：百万円)



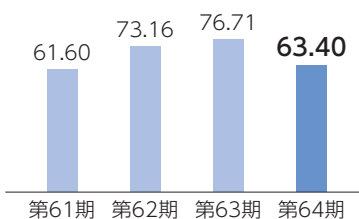
■ 経常利益 (単位：百万円)



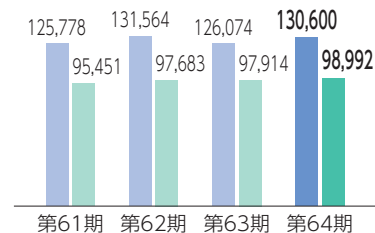
■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千葉リース工業株式会社	50百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
八洲商会株式会社	30百万円	100%	荷役運搬機械の販売、賃貸及び輸出入
株式会社泉リース	10百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
東日興産株式会社	90百万円	80%	建設機械及び農業機械の部品販売
信陽機材リース販売株式会社	28百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
株式会社グリーン長野	20百万円	(注)1. 100%	屋外トイレユニット等の販売及び賃貸
サンネットワーククラブ株式会社	20百万円	100%	介護用品・介護機器の販売及び賃貸
株式会社泰成重機	5百万円	100%	オペレーター付きクレーンの揚重業
株式会社C S S 技術開発	90百万円	100%	工事測量業、測量機器の販売・賃貸
株式会社コルディア	86百万円	100%	不動産賃貸業
株式会社グランドアース九州	20百万円	90%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
株式会社ワキタ・ヤマケイ	10百万円	100%	土木・建設機械、自動車等の賃貸
大喜産業株式会社	10百万円	100%	土木・建設機械、自動車等の賃貸
大裕株式会社	15百万円	(注)2. 100%	建設用機械の製造販売業
株式会社ワキタケアネット	220百万円	(注)2. 100%	介護用品・介護機器の販売及び賃貸

(注) 1. 出資比率は間接所有を含めております。

2. 2023年3月に大裕株式会社及び株式会社ニチイケアネット（現 株式会社ワキタケアネット）の株式を取得し、連結子会社としております。

7. 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

- (建機事業) 土木・建設機械、荷役運搬機械等の販売及び賃貸
- (商事事業) 映像・音響機器の販売、介護用品・介護機器の販売及び賃貸
- (不動産事業) 不動産(商業用ビル、マンション等)の賃貸、分譲等の販売及びホテルの経営

8. 主要な営業所及び工場 (2024年2月29日現在)

(1) 当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	大阪市西区	仙台支店	仙台市宮城野区
大阪支店	大阪市西区	名古屋中央支店	名古屋市緑区
東京支店	東京都港区	広島支店	広島県安芸郡
福岡中央支店	福岡県大野城市	滋賀工場	滋賀県湖南市

(2) 子 会 社

名 称	所在地
千葉リース工業株式会社	千葉県柏市
八洲商会株式会社	埼玉県加須市
株式会社泉リース	埼玉県所沢市
東日興産株式会社	東京都世田谷区
信陽機材リース販売株式会社	長野県上田市
株式会社クリーン長野	長野県上田市
サンネットワークリブ株式会社	京都市伏見区
株式会社泰成重機	埼玉県川口市
株式会社C S S 技術開発	東京都多摩市
株式会社コルディア	大阪市西区
株式会社グランドアース九州	福岡県糟屋郡
株式会社ワキタ・ヤマケイ	横浜市金沢区
大喜産業株式会社	滋賀県守山市
大裕株式会社	大阪府寝屋川市
株式会社ワキタケアネット	東京都千代田区

9. 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,739名	482名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (313名) は含まれておりません。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
612名	62名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (169名) は含まれておりません。

10. 主要な借入先及び借入額の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入金残高
横浜信用金庫	399百万円
株式会社三井住友銀行	210百万円
株式会社三菱UFJ銀行	210百万円

2 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

1. 発行可能株式総数 149,959,000株
2. 発行済株式の総数 52,021,297株 (自己株式2,568,808株を含む)
3. 株 主 数 15,018名
4. 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社協田興産	4,971	10.05
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	4,519	9.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,337	6.74
日本生命保険相互会社	2,061	4.16
株式会社三菱UFJ銀行	1,991	4.02
オリックス自動車株式会社	1,926	3.89
日立建機株式会社	1,200	2.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,109	2.24
脇田 貞二	1,072	2.16
株式会社三井住友銀行	1,048	2.11

- (注) 1. 当社は、自己株式2,568,808株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当該自己株式は、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式を含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	17,500	1
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 会社役員に関する事項 2. 取締役の報酬等の額 (3) 非金銭報酬等の内容」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月7日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第34条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式 796,300株
株式の取得価額の総額	1,143,843,800円
取得期間	2023年4月10日から2024年1月25日まで
取得方法	東京証券取引所の市場取引及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2024年2月29日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇田 貞二	営業本部長
専務取締役	小田 俊夫	管理本部長
専務取締役	清水 一弘	営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員兼国際営業部担当、大喜産業株式会社取締役
取締役	石川 恵次	商事事業部門統括責任役員兼システム事業部長兼フロンティア事業部長、サンネットワークリブ株式会社取締役、株式会社ワキタケアネット取締役
取締役 (常勤監査等委員)	鷲尾 祥一	
取締役 (監査等委員)	蔵口 康裕	蔵口公認会計士事務所代表、株式会社カスタメディア社外監査役
取締役 (監査等委員)	石田 法子	ライオン橋法律事務所代表、学校法人永守学園理事
取締役 (監査等委員)	青木 克彦	株式会社コーポレートディレクション顧問、A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役鷲尾祥一氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議の出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役 (監査等委員) 蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 (監査等委員) 蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の3氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
5. 取締役 (監査等委員) 蔵口康裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、取締役（監査等委員）鷲尾祥一、蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の4氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
8. 砥石治雄、内田肇一及び石倉弘勝の3氏は、2023年5月25日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 取締役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

区分	取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)		取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬	6名	103百万円	6名 (4名)	34百万円 (19百万円)	12名	137百万円
業績連動報酬等 (賞与)	4名	29百万円	—	—	4名	29百万円
非金銭報酬等 (株式報酬)	6名	16百万円	—	—	6名	16百万円
計	6名	149百万円	6名 (4名)	34百万円 (19百万円)	12名	183百万円

- (注) 1. 上記には、2023年5月25日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、監査等委員である取締役1名及び監査等委員である社外取締役1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、「(3) 非金銭報酬等の内容」に記載のとおり、当該金銭報酬とは別枠で、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において、約3年間の信託期間を対象として上限額150百万円の決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
5. 上記のほか、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を当事業年度中に退任した監査等委員である取締役1名に対して2百万円及び監査等委員である社外取締役1名に対して1百万円をそれぞれ支給しております。また、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対して150百万円支給しております。なお、これらの金額は、過年度の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
6. 上記報酬等の額には、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において決議いただいた株式報酬制度「役員向け株式交付信託」による当事業年度における役員株式報酬引当金の繰入額16百万円を含めております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

1. 方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を取締役会の決議に基づき定めております。

また、当該方針については、指名・報酬委員会の答申を得ております。

なお、2024年2月22日開催の取締役会において、文言の一部追加を決議しております。（「d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」下線部分）

2. 方針の内容の概要

当事業年度の末日における、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「業務執行取締役」という。）の報酬につきましては、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬としての賞与及び中長期的観点から企業価値の増大に貢献する意識を高めるための株式報酬により構成された報酬体系としております。また監査等委員である取締役の報酬につきましては、監督機能という職務に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役の役位ごとの報酬水準の妥当性や客観性についての判断につきましては、各種役員報酬調査も参考に決定します。

b. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任期間等に応じて、他社の水準、当社の業績や経営環境、従業員年収の最高水準、従業員に対する給与改定状況等を勘案しつつ、代表取締役が個人別支給案を策定して指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標（KPI）を反映した、毎年1回一定の時期に支払われる金銭報酬とし、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA及びROEをその指標とし、評価ウエイトはそれぞれ25%とします。各事業年度における支給額はそれぞれの指標の達成率の加重平均により算出の上、役位別・達成率別の支給基本額を算出し、代表取締役は各業務執行取締役の個人別目標や課題に対する達成度合いを評価の上、支給基本額に120%から0%の幅で乗じた個人別支給案を指名・報酬委員会に諮問します。同委員会はその案に基づき査定の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

非金銭報酬につきましては、株式交付信託を採用し、各業務執行取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。この制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各業務執行取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が、信託を通じて各業務執行取締役に交付されるもので、株式の交付時期は原則退任の時期としております。なお、役位別のポイント数その他制度の詳細につきましては、取締役会で決議された株式交付規程に拠るものとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合につきましては、各種役員報酬調査から、当社と業容や時価総額、従業員数等が比較的近い上場会社等を参考にしながら決定しております。なお、賞与と株式報酬をそれぞれ短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬とした場合、固定報酬とインセンティブ報酬の構成比率の目安（計画達成率100%を仮定）は概ね60対40となるよう設定し、上位役員ほどインセンティブ報酬の構成比が高くなるよう設定します。

e. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の個人別報酬のうち基本報酬及び賞与につきましては、代表取締役が、各業務執行取締役の管掌事項に対する職責遂行状況や業績に対する貢献度等を査定の上、個人別支給案を策定し指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会は当該支給案について審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し個人別報酬を決定します。

3. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬（賞与）の業績指標は、直近連結会計年度における営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA及びROEを採用しております。営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びEBITDAは、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり株式市場の関心も高く、また、ROEは株主の皆様との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組み合わせることにより、取締役の単年度の成果を多角的に評価できると判断しております。

そして、当連結会計年度（第64期）における営業利益は55億41百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は31億58百万円、EBITDAは136億31百万円、ROEは3.2%であります。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬（賞与）に関しましては、代表取締役が策定する個人別支給案について指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含め審議のうえ取締役会に対する答申を行っているため、取締役会も基本的にその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 非金銭報酬等の内容

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。当該制度は、約3年間の信託期間において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与するポイント（なお、一事業年度におけるポイントの上限は50,000ポイントです。）の数に相当する数の株式が、信託を通じて各当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付されるものであり、株式の交付時期は原則退任の時期としております。また、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、基本報酬及び賞与とは別枠で、当社が拠出する金銭の上限額150百万円が設定されています。

なお、上記制度につきましては、2021年7月末日の信託期間満了に伴い、同年5月27日開催の取締役会の決定により、更に3年間の期間延長を行いました。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	蔵口康裕	取締役会 16/16回 監査等委員会 15/15回 指名・報酬委員会 6/ 6回	取締役会及び監査等委員会では、公認会計士としての立場から財務及び会計に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	石田法子	取締役会 15/16回 監査等委員会 14/15回 指名・報酬委員会 6/ 6回	取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての立場から法律及び法務に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	青木克彦	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/15回 指名・報酬委員会 6/ 6回	取締役会及び監査等委員会では、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

ひびき監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

2024年2月29日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	47,866	流動負債	21,519
現金及び預金	18,338	支払手形及び買掛金	10,192
受取手形	7,807	短期借入金	490
売掛金	12,457	1年内返済予定の長期借入金	169
リース投資資産	1,349	リース債務	29
有価証券	600	未払法人税等	1,183
商品及び製品	5,965	賞与引当金	481
仕掛品	186	製品保証引当金	9
原材料及び貯蔵品	182	株主優待引当金	350
その他	1,050	その他	8,612
貸倒引当金	△72	固定負債	21,578
固定資産	96,078	長期借入金	424
有形固定資産	76,108	リース債務	78
貸与資産	12,911	繰延税金負債	2,426
賃貸不動産	40,031	再評価に係る繰延税金負債	435
建物及び構築物	8,883	役員株式報酬引当金	93
土地	11,564	役員退職慰労引当金	51
リース資産	37	退職給付に係る負債	361
その他	2,679	長期設備関係未払金	13,709
無形固定資産	11,973	その他	3,996
のれん	6,959	負債合計	43,097
顧客関連資産	4,192	純資産の部	
その他	820	株主資本	99,563
投資その他の資産	7,996	資本金	13,821
投資有価証券	5,019	資本剰余金	16,627
退職給付に係る資産	1,014	利益剰余金	72,383
繰延税金資産	180	自己株式	△3,268
その他	2,371	その他の包括利益累計額	317
貸倒引当金	△588	その他有価証券評価差額金	2,041
資産合計	143,944	繰延ヘッジ損益	176
		土地再評価差額金	△2,144
		退職給付に係る調整累計額	243
		非支配株主持分	966
		純資産合計	100,847
		負債純資産合計	143,944

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2023年3月1日から2024年2月29日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		88,654
売上原価		63,791
売上総利益		24,863
販売費及び一般管理費		19,321
営業利益		5,541
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	132	
仕入割引	40	
為替差益	54	
投資事業組合運用益	30	
その他	119	379
営業外費用		
支払利息	190	
その他	17	208
経常利益		5,712
特別利益		
固定資産売却益	14	14
特別損失		
固定資産除却損	160	
その他	1	162
税金等調整前当期純利益		5,565
法人税、住民税及び事業税	2,368	
法人税等調整額	△66	2,301
当期純利益		3,263
非支配株主に帰属する当期純利益		104
親会社株主に帰属する当期純利益		3,158

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2024年2月29日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	32,842	流動負債	16,587
現金及び預金	12,931	支払手形	3,756
受取手形	5,813	買掛金	3,095
売掛金	8,525	未払金	683
リース投資資産	1,349	未払法人税等	790
有価証券	600	未払消費税等	491
商品	3,112	賞与引当金	269
貯蔵品	73	株主優待引当金	350
その他	458	設備関係未払金	4,036
貸倒引当金	△23	その他	3,114
固定資産	97,758	固定負債	15,020
有形固定資産	63,978	繰延税金負債	729
貸与資産	8,592	再評価に係る繰延税金負債	435
賃貸不動産	39,273	退職給付引当金	0
建物	4,294	役員株式報酬引当金	93
構築物	1,478	長期預り金	40
土地	8,190	長期設備関係未払金	10,054
その他	2,150	預り保証金	2,652
無形固定資産	503	その他	1,013
借地権	152	負債合計	31,607
その他	350	純資産の部	
投資その他の資産	33,275	株主資本	99,102
投資有価証券	4,986	資本金	13,821
関係会社株式	24,477	資本剰余金	16,627
敷金及び保証金	625	資本準備金	15,329
前払年金費用	663	その他資本剰余金	1,297
その他	2,993	利益剰余金	71,921
貸倒引当金	△469	利益準備金	1,182
資産合計	130,600	その他利益剰余金	70,739
		建物圧縮積立金	157
		土地圧縮積立金	91
		別途積立金	42,000
		繰越利益剰余金	28,490
		自己株式	△3,268
		評価・換算差額等	△109
		その他有価証券評価差額金	2,034
		土地再評価差額金	△2,144
		純資産合計	98,992
		負債純資産合計	130,600

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2023年3月1日から2024年2月29日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,267
売上原価		44,111
売上総利益		14,156
販売費及び一般管理費		9,659
営業利益		4,496
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	131	
仕入割引	40	
為替差益	45	
その他	250	475
営業外費用		
支払利息	127	
その他	10	138
経常利益		4,834
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	127	127
税引前当期純利益		4,707
法人税、住民税及び事業税	1,496	
法人税等調整額	54	1,551
当期純利益		3,156

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

ひびぎ監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲 崎 篤 史
業務執行社員代表社員 公認会計士 宮 本 靖 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワキタの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

ひびぎ監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲 崎 篤 史
業務執行社員

代表社員 公認会計士 宮 本 靖 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワキタの2023年3月1日から2024年2月29日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月16日

株式会社ワキタ 監査等委員会

常勤監査等委員 鷲尾 祥 一 ㊟
 監 査 等 委 員 蔵 口 康 裕 ㊟
 監 査 等 委 員 石 田 法 子 ㊟
 監 査 等 委 員 青 木 克 彦 ㊟

(注) 監査等委員 蔵口康裕、石田法子及び青木克彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2024年5月23日(木曜日)
午前10時 (午前9時開場)

開催
場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
当社本社 9階会議室 ☎ 06(6449)1901(代表)



交通のご案内



地下鉄四ツ橋線 肥後橋駅 (5A出入口) すぐ
地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 (10番出入口) 徒歩 約6分
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅 (12番出入口) 徒歩 約5分

お願い 当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

